

〔日本政策金融公庫の災害復旧貸付及び金利引下特別措置の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者（直接被害）

※千葉県においては長期停電による在庫被害等を受けた中小企業者等まで拡充

【金利】（いずれも令和元年9月2日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 → 基準利率 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.36%

【貸付限度額】

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円

（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

（代理貸付：1,500万円）

【貸付期間】

中小企業事業

→ 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※普通貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

【金利引下げ】

貸付額のうち1千万円を上限として、貸付金利から0.9%を引下げ
（貸付後3年間）

※佐賀県：局激指定地域

※千葉県：長期停電の被害が生じた千葉県内41の市町村（災害救助法
適用地域）